

## 令和 4 年度法令改正一覧

### 一般高圧ガス分抜粋

#### 容器保安規則の一部を改正する省令等について

##### (省令第 63 号 令和 4 年 7 月 29 日制定 令和 5 年 1 月 29 日施行)

現在、在宅酸素療法等で用いられている一般複合容器について新たに「医療用酸素用一般複合 容器」として区分する。併せて、一般複合容器の容器再検査期間を「3 年」としているところ、世の中で製造されている在宅酸素療法等で用いられる容器の多くは、経済産業大臣特認制度の活用により、再検査期間が「5 年」となる容器が普及している。特認制度取得容器の不合格率は他の容器と比較して差異がないことから、再検査を受けることが必要な期間を見直すものである。また、地球温暖化対策の観点から、現在、地球温暖化係数の低い冷媒への転換が進められているところではあるが、こうした新たな冷媒については圧力の高いものがあり、既存の FC 容器には充填できないケースがある。そのため、これらの冷媒も充填が可能となるように耐圧試験圧力を 6MPa とする新たな FC 容器の類型を追加する。

- ①医療用酸素用一般複合容器に関して、新たな定義を設け、再検査期間を「3 年」から「5 年」とするとともに、他の容器と識別するため容器に新たな「MED」と刻印することとする。
- ②FC4 類容器の定義を設け、関連する耐圧試験圧力を追加等する。
- ③また、既に利用されている医療用酸素用の一般複合容器の扱いを附則として規定する。④その他必要な改正を行う。

#### 水素燃料電池自動車用燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等

##### (省令第 54 号 令和 4 年 6 月 22 日制定・施行)

- ①国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち大型車に用いるものについて、充填可能期限を 15 年から 20 年まで延長する。【一般則・コンビ則・国際容器則細目告示】
- ②型式承認を得た容器に関して、設計の一部変更をする場合に要求される試験項目をリスト化する。【国際容器則細目告示】
- ③協定規則第 110 号（天然ガス自動車）、第 134 号（圧縮水素燃料電池自動車）、第 146 号（圧縮水素燃料電池二輪車）の参加国等にパキстанを追加する。【国際容器則細目告示】
- ④その他必要な改正を行う。【政令関係告示】

#### 高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定

##### (政令第 32 号 令和 4 年 1 月 26 日制定 4 月 1 日施行)

高圧ガス保安法に基づき都道府県知事が行う製造保安責任者試験・販売主任者試験の手数料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準額が定められており、これらの知事試験は、都道府県知事が高圧ガス保安協会に試験事務を移譲し、高圧ガス保安協会が実施しているところです。知事試験に係る受験手数料は以下のとおり改定され、令和 4 年度の国家試験から適用する。

製造保安責任者乙種（化学・機械）第二種冷凍機械	9,300 円⇒11,600 円
製造保安責任者丙種化学（特別・液石）第三種冷凍機械	8,700 円⇒10,300 円
第一種販売主任者	7,900 円⇒9,000 円
第二種販売主任者	6,200 円⇒7,200 円